

「第5期紀北地域障がい者福祉計画（令和3年度～令和5年度）（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間 令和3年1月26日（火）～令和3年2月15日（月）
2. 意見提出者数 1名
3. 意見の概要と市の考え方【意見数：16】

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	-	両計画の表題が似ており、わかりにくいです。「紀北地域障がい者福祉計画」から福祉を削除し「紀北地域障がい者計画」や「紀北地域障がい者基本計画」などにするなどして、区別しやすくしてほしい。	平成11年3月に策定した第1期紀北地域障がい者福祉計画から継続した計画名としています。
2	-	計画本文に、「障がい」を「障害」としてある箇所が散見されますのでご確認ください。	法律名・事業名等を除いて「障がい」の表記に統一し、計画での表記についての留意点を計画書冒頭に追記します。
3	P2 4. 障がい者の定義	障がい者の定義については、「本計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められる身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を総称することとします。なお、高次脳機能障がいのある人、難病の人についても障がい者に含まれており、障がい者手帳の有無に関わらず、障がいや社会的障壁によって日常の生活や社会生活に制限を受けているすべての人が本計画の対象者です。」としてはどうか。	障がい者の定義については、障害者基本法第2条等により記述していますので、原案のとおりといたします。
4	P6～ 第2章障がい者の状況	身体障がい、知的障がい、精神障がいについて記載されていますが、現在の定義に則してその他の障がいについても記載したほうがよいのではないかと。	今後の課題として検討いたします。
5	P9～ 2. 障がい者施策に対する課題・要	関係団体・関係機関を対象としているが、障がい者施策についての課題・要望は、障がい者本人からも意見を聞く必要はあるはずではないかと。	関係団体には、障がい者団体も含まれていますが、障がい者本人からの意見聴取については、次期計画策定時に方法も含め検討いたします。

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
	望		
6	P13 基本目標3	基本目標3の説明文について、日常生活における障壁とは社会的障壁の一部に過ぎないこと、障がいへの理解を深めるべきは行政、事業者も同じであり、住民に限定するものではないことから、「日常生活等における障がい者にとっての社会的障壁を取り除き、障がい者が自発的に日常生活や社会的活動を行うことができる地域を実現するため、障がいを理由とする差別の解消と障がいへの理解促進を図るとともに」に変更してはどうか。	基本目標3の施策に「障がいを理由とする差別の解消」も含まれていることから、ご指摘のとおり文言を変更いたします。
7	P16～ 第4章 施策の 推進	施策の推進について記載されていますが、「図ります」、「目指します」、「検討します」等の曖昧な表現ばかりであり、実際に実施するのかわかりません。	掲載された施策については、市単独ではなく、広域的な推進のほか、関係機関、事業者、各種団体等と連携のもと取り組みを進めていきます。
8	P22 (3) 移動手段の 確保	尾鷲市の「ふれあいバス」は障がい者手帳で運賃半額になると記載していますが、紀北町のいこかバスは半額にならないのでしょうか。民間運営のバスも半額になるなかで行政運営の「いこかバス」や「えがお」が割引にならないのは残念です。	「いこかバス」については、身体障がい者及び介護者は半額となります。
9	P25 (1) 相談支援体制・在宅サービス等の充実	基幹型相談支援センターについて記載されていますが、対象者は旧定義の手帳を所持している方だけということはないですか。現行法に則して、手帳を持たない難病や発達障がい等の方も分け隔てなく利用できているのでしょうか。所在地が尾鷲市ですが、紀伊長島にも訪問はしてくれているのでしょうか。住所地により利用の偏りはないのでしょうか。また、手帳を持たない方や紀北町民でも相談できるということは周知されているのでしょうか。	身体障がい、知的障がい、精神障がいの方や手帳をお持ちの方だけではなく、難病、発達障がいの方の相談支援も行っております。また紀北町にお住まいの方の相談も訪問活動、電話相談を含めて実施しております。ご指摘いただいた点については更なる周知を行い、地域の中で自立した生活ができるよう今後も広く活動を進めていきます。
10	P29～33 (2) 障がい児支援の充実	障がい児支援の施策が記載されていますが、不登校児の施策が記載されていません。不登校児は福祉の支援の対象外ですか。	不登校児の支援策については、尾鷲市教育ビジョンや第2期子ども・子育て支援事業計画において記載しています。また、本市においては、不登校など特別なニーズのある子ども及びその保護者を支援するため、電話相談・来所相談・訪問指導・巡回教育相談などの相談を行うとともに、教育支援センター「あお

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
			さぎ教室」での授業やカウンセリング、スクールカウンセラーによる教育相談等を行っています。
11	P38 (1) 障がいを理由とする差別の解消と障がい理解の促進	住民に対して障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の必要性などを啓発するつもりですが、行政が啓発活動をしている姿を見たことがありません。いったいどこで啓発活動をしているのでしょうか。今年度の紀北町と尾鷲市それぞれの啓発実績を教えてください。	これまで住民の方に向けた積極的な啓発活動は行っていませんが、今後、広報紙、ホームページ等を活用した広報やリーフレットの配布などの啓発活動に取り組んでいきます。
12	P39 ①障がいを理由とする差別の解消	障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止すること、合理的配慮の提供を定めています。不当な差別的取扱いの禁止は事業者と行政にとって義務です。合理的配慮の提供は事業者にとっては努力義務、行政にとっては義務です。一般住民には広報、ホームページ、ZTV等での啓発でもいいかもしれませんが、事業者と行政はそれではいけません。事業者には商工会との連携し、研修会や啓発チラシの配布を実施することも有効だと思います。	差別解消に向けた啓発活動においては、ご指摘のとおり、商工会等と連携して、事業所向けの啓発等を進めていきます。
13	P39 ④行政サービスなどにおける配慮	障がい者差別解消に向けて三重県職員対応要領に準じた要領を作成するとともに、紀北町と尾鷲市のホームページで閲覧できるようにし、職員研修を実施する必要があります。こういった取り組みは多くの自治体で既に行われています。また、障害者差別解消支援地域協議会を発足させ、活動状況を公表してください。	要綱作成については、検討していきます。また、紀北地域自立支援協議会に「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を持たせることを検討しており、協議会の立ち上げとともに活動状況の公表等を検討していきます。
14	P54 (5) 計画の見直し	本計画には前計画期間の実施状況が未記載であり前計画が計画通りに実施されたのかどうかを検証することができません。現在の計画（平成30年度から令和2年度）までの各施策の実施状況を記載してください。	次期計画の実施において、PDCAサイクルの確立を目指し、施策の実施状況等を検証していきます。
15	—	障がい者虐待防止の取り組みが施策に記載されていないのが残念です。虐待の防止は差別解消と並び重点項目のはずです。上位計画である国や県の計画には記載されています。	障がい者虐待防止の取り組みについての事業等を今後検討していきます。
16	—	計画の末尾に紀北地域協議会の名簿と用語解説を記載してほ	計画書の末尾に資料編として委員名簿と用語解説を掲載いた

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
		しい。専門用語が多いので内容を理解するのが大変です。	します。